

千葉県 蜜蜂飼育ガイドライン

令和7年4月
千葉県農林水産部畜産課

目 次

1 はじめに	・・・ 1
2 飼育上の注意点について	・・・ 2
3 法令の遵守	・・・ 5
4 衛生的な管理について	・・・ 10
5 蜂蜜の表示について	・・・ 12

(参考)

養蜂振興法	・・・ 13
養蜂振興法施行規則	・・・ 17
蜜蜂飼育届様式	・・・ 19
蜜蜂飼育届記入例	・・・ 21
蜜蜂飼育変更届様式	・・・ 23
蜜蜂飼育変更届記入例	・・・ 25
蜜蜂飼育変更届（住所・氏名等）様式	・・・ 27
蜜蜂飼育変更届（住所・氏名等）記入例	・・・ 29
転飼許可申請書様式	・・・ 31
転飼許可申請書記入例	・・・ 32
土地貸与承諾書様式	・・・ 33
土地貸与承諾書記入例	・・・ 34
農業事務所連絡先	・・・ 35
家畜保健衛生所連絡先	・・・ 36
千葉県庁畜産課・千葉県養蜂協会連絡先	・・・ 37

これから蜜蜂を飼う人は、
特に p 1 ～ p 7、p 10 ～ p 11 を見てね！



1 はじめに

千葉県では、温暖な気候と豊かな自然を活かして、養蜂業が行われてきました。

千葉県の養蜂業は、蜂蜜等の生産はもちろんのこと、農作物の花粉交配に寄与することにより全国有数の園芸産地を支える等、県民の生活に多方面から貢献している部門です。

また、千葉県では、主に東北地域の養蜂業者の越冬目的の転飼を受入れており、養蜂の振興上、全国的に重要な地域であります。

一方、近年では、花粉交配用蜜蜂の不足が大きな話題となったり、趣味で蜜蜂を飼育する方が増加する等、県民の蜜蜂に対する関心が高まっています。

また、都市化が進み蜜蜂が利用できる植物が減少する等、養蜂をとりまく環境は大きく変化しつつあります。

こういった背景から、県内では、都市部を中心に周辺住民からの苦情や、家畜伝染病予防法で指定されている病気のまん延、飼育者間でのトラブルの発生等が懸念されています。

これらの問題を防ぐためには、蜜蜂飼育者が養蜂に関するマナーや適切な管理方法等を勉強し、周辺へ配慮しながら飼育することが重要です。また、蜜蜂の飼育に当たっては、「養蜂振興法」等、関係する法令により、必要な手続きをとることが求められています。

そこで、千葉県は、周囲と調和した蜜蜂の飼育を推進し、養蜂の振興を図る目的で、蜜蜂飼育者向けのガイドラインを策定しました。

県内において蜜蜂を飼育している方や、これから飼育を始める方は、養蜂振興法及び本ガイドラインの内容を守りながら、蜜蜂を飼育されるようお願いします。

2 飼育上の注意点について

蜜蜂を飼育する場合は、飼育場所周辺の住民や他の飼育者との間にトラブルが起こる可能性があります。

(1) 周辺の住民とのトラブル

周辺住民との間で起こり得るトラブルとして、以下が挙げられます。

- ・ 住民が蜜蜂に刺される。
- ・ 近くで蜜蜂が飛んでおり、住民が恐怖や不快感を覚える。
- ・ 洗濯物や車に蜜蜂の糞が付着して、汚れる。
- ・ 地権者が知らない間に、土地に巣箱が設置されている。

これらを防ぐために、以下のことに努めましょう。

- ・ 蜜蜂の習性を十分に勉強する。
- ・ 人が多く立ち入る場所には、巣箱は設置しない。
- ・ 蜜蜂を飼育することについて、周辺住民の理解を得る。
- ・ 自己所有地でない場所で飼育する場合は、その土地の地権者から土地使用についての承諾を必ず事前に得る。

蜜蜂の習性について

蜜蜂は、基本的にはむやみに人を刺すことはしません。

しかし、一般的に「蜂＝刺す、怖い」というイメージがあり実際に、刺されなくても、近くで蜜蜂が飛んでいるだけで不快に思われることがあります。

また、蜜蜂は巣の中では糞をせず、巣の外で糞をします。

特に、春になると冬の間に溜った糞を一気に排泄します。糞は白い物に排泄する習性があるため、飼育場所周辺の洗濯物や車などに糞がつき、汚れることがあります。

(2) 周辺の飼育者とのトラブル

～蜜源の競合について～

一般的に、蜜蜂は巣の周囲の植物から花蜜や花粉を採取し、栄養源として利用することで生活しています。蜜蜂が栄養源として利用できる植物を蜜源植物といいます。

蜜源植物には限りがあるため、飼育場所が近接したり、蜜源植物と比べて過剰に蜜蜂が飼育されたりすると、栄養源が不足して蜜蜂は生活できなくなります。こういった事態を防ぐためには、飼育場所の位置や、飼育する蜜蜂の数を飼育者同士で相談する必要があります。

初めて蜜蜂を飼育する場合や、新たな場所で蜜蜂を飼育する場合は、周辺に既存の飼育者がいないか、確認してください。なお、周辺の飼育情報が不明な場合には、地域を管轄する農業事務所（p35 参照）までお問い合わせください。

蜜源植物について



蜜源植物は蜜蜂が生活する上で欠かせませんが、近年は都市化等により減少傾向にあります。養蜂業者は、自分で種を播いたり苗木を植えるなど、蜜源植物の増殖に努めています。

蜜源植物として主に利用されているもの

サクラ・ユリノキ・トチノキ・エゴノキ・モチ類・ビービーツリー・レンゲ・クローバー・ナタネ



～病気のまん延防止について～

蜜蜂は巣の周囲の蜜源植物から花蜜や花粉を採取して生活しており、絶えず他の蜜蜂の群と接触している可能性があります。

そのため、蜜蜂が病気にかかると、周辺で飼育されている他の飼育者の蜜蜂に病気が伝染する可能性があります。

お互いが安心して蜜蜂を飼育できるよう、以下のことに注意し、病気の予防に努めましょう。

- ・ 日頃から蜜蜂を注意深く観察し、異常の早期発見に努める。
- ・ 異常があれば、管轄する家畜保健衛生所（p36 参照）に連絡する。
- ・ 必要に応じて、薬事法により承認されている動物用医薬品を適切に使用する。
- ・ 飼育を止める場合は、蜜蜂や巣箱等を適切に処分する。

蜜蜂の飼育を止める場合は…

蜜蜂や巣箱をそのまま放置すると、病気の発生源となる可能性があります。蜜蜂や巣箱を放置することは絶対にやめてください。

特に花粉交配の目的で飼育している園芸農家の方は、飼育を止める際は、購入先の養蜂業者等に相談して適切に処分してください。

飼育を止めるに当たって、書類の提出等は必要ありません。

3 法令の遵守

蜜蜂の飼育に当たっては、養蜂振興法を遵守し、規定されている手続きを行うことが義務となっています。

目的等により、必要な手続きが異なります。

なお、飼育届や転飼許可申請書等、養蜂振興法の規定に違反すると罰則が科せられます (p13～16 参照)。

蜜蜂を飼育する全ての方は蜜蜂飼育届の提出が必要です。

目的	義務となる手続き	
	飼育届	転飼許可申請書
県内でのみ飼育する。	○	－
県外への転飼を行う。	○	○

ただし、以下の方は例外となりますので、蜜蜂飼育届の提出は不要です。

- ・ 給餌や投薬などの行為を行わず、自然の巣から採蜜や観察のみ行う方。
- ・ 花粉交配のみに蜜蜂を利用し、蜂蜜等※の販売や蜂の譲渡※の利用が無く、花粉交配時期以外は蜜蜂を飼育しない方。
- ・ 大学や試験研究機関に所属し、蜂蜜等※の販売や蜂の譲渡※の利用が無く、試験研究を目的に、外部へ蜂が移動しない閉鎖空間で飼育する方。

※「蜂蜜等」とは、「蜂蜜・蜜ろうもしくはローヤルゼリー等」蜜蜂による全ての生産物です。

※「譲渡」には、貸出等も含まれます。

(1) 蜜蜂飼育届及び蜜蜂飼育変更届について

蜜蜂の飼育者は、毎年、住所地を管轄する都道府県に蜜蜂飼育届を提出することが義務づけられています。

養蜂振興法第3条1項（抜粋）

蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項（氏名及び住所・蜂群数・飼育場所及びその期間）を届けなければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、農作物等の花粉授精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合・・・（中略）は、この限りでない。

※下線部…自らの農作物の量に比べ著しく過大な蜜蜂を飼育している場合や、花粉授精の時期以外も飼育を行っている場合等は、届出対象となります。

飼育届は、毎年1月に、住所地を管轄する農業事務所（p35 参照）まで、提出してください。

情報の取り扱い

千葉県では、飼育届や転飼許可申請書の記載内容について個人情報として十分な注意を持って取り扱うこととしていますが、養蜂振興上、必要な場合においては、関係機関への情報提供を行うことがありますので、ご了承ください。

また、以下の場合には蜜蜂飼育変更届を提出してください。

- ・ 1月時点では予定していなかったが、その後、蜜蜂を飼育することになった場合
- ・ 1月時点で提出した飼育届に変更があった場合

養蜂振興法第3条3項（抜粋）

第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

変更届は、変更が生じた日から1か月以内に、住所地を管轄する農業事務所（p35 参照）まで、提出してください。

蜜蜂飼育届、蜜蜂飼育変更届の様式及び記入例については、p19～p30をご覧ください。

園芸農家の皆様へ～飼育届提出のお願い～

園芸農家が蜜蜂を飼育する場合、自らが生産する農作物の花粉交配用にのみ飼育する場合は、飼育届の提出は義務ではありませんが、千葉県では蜜蜂に関するトラブル防止の観点等から、飼育届の提出をお願いしています。

園芸農家の皆様が蜜蜂を飼育する場合は、飼育届の提出にご協力ください。

(2) 転飼許可申請について

養蜂業者※が県外へ転飼を行う場合、あらかじめ転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

※ 養蜂業者とは、「蜜蜂・蜂蜜・蜜ろう若しくはローヤルゼリー等を利益を得て譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者」です。

養蜂振興法第2条（抜粋）

この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

養蜂振興法第4条1項（抜粋）

養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、・・・
（中略）あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

転飼許可申請書は、転飼先への入地予定日の2か月前に、千葉県庁畜産課（p37 参照）まで提出してください。

転飼予定先が自己所有地でない場合は、申請書にその土地の貸与承諾書を必ず添付してください。

転飼許可申請書及び土地貸与承諾書の様式及び記入例については、p31～p34をご覧ください。

また、申請の際には手数料が必要です。

手数料の額は、以下のとおりです。千葉県の収入証紙※を購入し、申請書に貼付して提出してください。

※収入印紙ではありません。ご注意ください。

詳細は、千葉県庁畜産課（p37 参照）までお問い合わせください。

なお、千葉県養蜂協会（p37 参照）では書類の記入方法の指導や配置調整等の相談を行っておりますので、千葉県庁畜産課に提出する前に、ぜひ一度ご相談ください。

県外へ蜜蜂を移動するときは…

都道府県の区域を超えて蜜蜂を移動するときは、病気のまん延を防止するため、腐蛆（ふそ）病（p10 参照）にかかっていないことの証明が必要です。

- ・ 他の都道府県の区域から千葉県内に蜜蜂を移動させる場合

→ 検査を受け、腐蛆病にかかっていないことの証明を受けてから、千葉県に移動してください。

千葉県に移動後は、検査証明書を管轄の家畜保健衛生所（p36 参照）に提出してください。

- ・ 蜜蜂を千葉県から他の都道府県へ移動させる場合

→ 管轄の家畜保健衛生所で検査を受けてください。

なお、検査及び証明書の発行には手数料（1 群当たり 70 円）がかかります。

※詳細は、地域を管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい。

4 衛生的な管理について

(1) 蜜蜂の病気について

蜜蜂の病気の発生予防やまん延防止のために、家畜伝染病予防法により、以下の病気が注意すべきものとして定められています。

病気名	概要
腐蛆病 (ふそ)	・細菌により幼虫(蛆)が腐る病気。特に伝染性が強く、蜜蜂の病気の中で最も大きな被害をもたらす。 ・周囲への感染を防ぐため、発生時は法律に基づき巣箱等を処分しなければならない。(処分の際には、補償が出ます) ・アメリカ腐蛆病とヨーロッパ腐蛆病の2種類がある。 【アメリカ腐蛆病】 ・巣房の蓋が黒ずんで内側にへこみ、中で幼虫が死亡する。 ・死亡幼虫は溶けて褐色、粘着性の液状になる。 ・刺激臭がする。 【ヨーロッパ腐蛆病】 ・蓋のない巣房の中で幼虫が死亡する。 ・死亡幼虫は液状化はしない。 ・発酵臭、酸臭がする。
チョーク病	・カビが原因で起こる。 ・蜂児が白色ミイラ化(チョーク状)し、経過とともに黒色となる。
バロア病	・ミツバチヘギイタダニの寄生により起こる。 ・体液を吸われ、羽化不全となる。
アカリンダニ症	・アカリンダニの気管内寄生により起こる。 ・飛ぶことが出来なくなり、蜂が巣の出入り口周辺を歩きまわり、やがて死亡する。
ノゼマ病	・ミツバチ微胞子虫の消化管内寄生により起こる。 ・巣箱が糞で過剰に汚れたり、蜂の腹部が異様に膨れる。

※上記の病気が疑われる場合は、必ず速やかに地域を管轄する家畜保健衛生所

(p36 参照) に連絡してください。

(2) 動物用医薬品について

動物用医薬品とは、医薬品のうち、主に動物に使用するものをいい、薬機法により承認されていない対象動物や用法・用量で使用することは禁止されています。

蜜蜂の病気を予防したり、治療するために動物用医薬品を使用する場合は、**①日本で承認されている医薬品を、②定められた使用基準で**使ってください。

また、蜂蜜を出荷する際は、農薬や医薬品等が一定基準以上残留したものは、食品衛生法により流通できません。

健康な蜜蜂の飼育と、安全な蜂蜜の生産のために、以下のことを守りましょう。

- ・ 蜜蜂の病気や薬剤に関する正しい知識を身につける。
- ・ 医薬品を使用する場合は、承認された医薬品を用法・用量、休薬期間等を守って使用する。
- ・ 医薬品の使用簿や採蜜等の記録簿を残し、蜂蜜の品質管理を徹底する。

蜂蜜の生産記録をつけましょう！

生産記録をつけることは、安全で品質の良い蜂蜜を生産する上で、また飼育技術を向上させるうえで欠かせません。

一般社団法人日本養蜂協会のホームページでは、養蜂家と園芸農家向けの各種養蜂マニュアルなど参考情報を紹介しています。是非ご覧ください。

(マニュアル) <https://www.beekeeping.or.jp/council/manuals>

(養蜂の採蜜・衛生管理台帳、HACCP 導入の手引書など)

<https://www.beekeeping.or.jp/health>

5 蜂蜜の表示について

蜂蜜を販売する際は、明確な表示と適切な取扱いが求められているので、法令等に沿った対応が必要です。

蜂蜜の表示に係る法令等には以下のものがあります。

- ・ 養蜂振興法及び同法施行規則

養蜂振興法第7条（抜粋）

蜂蜜を精製（脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。）して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

養蜂振興法施行規則第5条（抜粋）

法第7条第1項の規定による表示は、1缶又は1瓶ごとに、同項の規定により表示すべき事項を記載した証紙又はレーベルを、容器の見やすい箇所に貼り付けてしなければならない。

（その他）

- ・ 食品衛生法
- ・ 日本農林規格等に関する法律（JAS 法）
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法及び同法律第11条第1項に基づく
はちみつ類の表示に関する公正競争規約

養蜂振興法

(目的)

第1条 この法律は、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にする等の措置を講じて、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「転飼」とは、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(蜜蜂の飼育の届出)

第3条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 蜂群数
- (3) 飼育の場所及びその期間
- (4) その他農林水産省令で定める事項

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、農林水産省令の定めるところにより、その旨を同項の都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(転飼養蜂の規制)

第4条 養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群数その他の事項について条件を付することができる。

(蜜蜂の適切な管理)

第5条 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

- 2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(蜜源植物の保護増殖)

第6条 蜜源植物を植栽、除去又は伐採しようとする者は、その目的に反しない限りにおいて、蜜源植物の増大を旨としてこれを行わなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表示)

第7条 蜂蜜を精製（脱色、脱臭、濃縮又は添加物の添加をいう。以下同じ。）して販売することを業とする者は、蜂蜜を販売するときは、農林水産省令の定めるところにより、その容器に添加物の有無及び添加物を添加したときはその種類及び割合を表示しなければならない。

- 2 蜂蜜の販売を業とする者は、容器に前項の規定による表示のある蜂蜜でなければこれを販売してはならない。

(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)

- 第8条 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県は、前項の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(報告及び立入検査)

- 第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林水産大臣の報告聴取及び勧告)

- 第10条 農林水産大臣は、養蜂の振興のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、蜜源の状態、蜂群数その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。
- 2 農林水産大臣は、蜂群配置の適正を期するため必要があると認めるときは、転飼養蜂の規制に関し、都道府県知事に勧告をすることができる。

(助成)

- 第11条 政府は、養蜂業者に対し、予算の範囲内において、養蜂業の振興のため必要な補助金を交付することができる。

(罰則)

- 第12条 第4条第1項又は第7条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 14 条 第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

昭和30年農林省令第45号

養蜂振興法施行規則

(届出)

第1条 養蜂振興法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による届出は、毎年1月31日までにしなければならない。

2 法第3条第1項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合
- (2) 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合
- (3) 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であって、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

3 法第3条第3項の規定による変更の届出は、当該変更があった日から1箇月以内に行うものとする。

4 法第3条第4項の規定による通知は、法第3条第1項又は第3項の規定による届出を受理した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

(転飼養蜂の許可申請)

第2条 法第4条第1項の規定による許可の申請は、その都道府県の区域内において蜜蜂の飼育を始める日の2箇月前までに、次の事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）
- (2) 蜂群数
- (3) 転飼しようとする場所及び期間

(許可証の交付等)

第3条 都道府県知事は、法第4条第1項の規定による許可をしたときはその申請者に別記様式による許可証を交付し、その許可をしなかったときはその申請者に対しその旨を通知しなければならない。

2 養蜂業者は、法第4条第1項の規定による許可を受けて転飼するときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

第4条 削除

(蜂蜜の表示)

第5条 法第7条第1項の規定による表示は、1缶又は1瓶ごとに、同項の規定により表示すべき事項を記載した証紙又はレーベルを、容器の見やすい箇所に貼り付けてしなければならない。

第 1 号の 1 様式

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

千葉県知事 様

〒	—	}
現 住 所		
電 話 番 号		
氏名又は名称 及び代表者氏名		

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所（住所）	飼育蜂群数	
	セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ

備考

- （１）電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。
- （２）飼育計画は、届出年（1/1 から 12/31 まで）の飼育予定について記入する。
- （３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。
（番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付）
- （４）飼育状況・計画が書ききれない場合は、別の用紙に記入して添付する。

留意事項

(1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県の取り扱いに同意をいただきます。

① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取り扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。

③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

(2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。

(3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。

蜜蜂飼育届記入例

※住所地为所管する農業事務所へ、持参か郵送、又は指定されたメールアドレスへ送付してください。住所地が他県の方は、当該都道府県の案内に従い、提出ください（飼育場所が千葉県内であっても、直接受理はできません）。

第1号の1様式

蜜 蜂 飼 育 届

令和〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 様

郵便番号、

電話番号は必ず記入

携帯電話等、常時連絡がつく番号を記入
願います。

現 住 所

電 話 番 号

氏名又は名称
及び代表者氏名

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

090-〇〇〇-〇〇〇〇

ハチ田 ミツ五郎

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 令和〇年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所（住所）	飼育蜂群数	
	セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ
千葉市〇〇〇 ×丁目×番地	10	

2 令和〇年蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ
千葉市〇〇〇×丁目×番地	1月1日～12月31日	20	
市原市△△△●丁目●番地	4月1日～12月31日		20

1年間で計画している全ての飼育場所を番地まで記入し、巣箱の設置場所が分かるよう、緯度や経度等の補足情報又は地図を添付する。千葉県から県外へ転飼の予定がある方は、予定日までに移動先の都道府県の案内に従い、転飼許可証の交付を受けてください。

年間の最大計画蜂群数を記入

※ 提出の前に、必ず備考と留意事項を御一読ください。

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。
- (2) 飼育計画は、届出年（1/1 から 12/31 まで）の飼育予定について記入する。
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。
（番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付）
- (4) 飼育状況・計画が書ききれない場合は、別の用紙に記入して添付する。

留意事項

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県を取り扱いに同意をいただきます。

① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取り扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。

③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

- (2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。

- (3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。

第 1 号の 2 様式

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

千葉県知事

様

	〒	—
現 住 所	}	
電 話 番 号		
氏 名 又 は 名 称		
及 び 代 表 者 氏 名		

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 年 変 更 「 前 」 蜜 蜂 飼 育 計 画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ

2 年 変 更 「 後 」 蜜 蜂 飼 育 計 画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ

備 考

- （１）電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。
- （２）飼育計画は、届出年（1/1 から 12/31 まで）の飼育予定について記入する。
- （３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。
（番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付）
- （４）飼育状況・計画が書ききれない場合は、別の用紙に記入して添付する。

留意事項

(1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県の手取り扱いに同意をいただきます。

① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。

③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

(2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。

(3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。

蜜蜂飼育変更届記入例

※住所地为所管する農業事務所へ、持参か郵送、又は指定されたメールアドレスへ送付してください。住所地が他県の方は、当該都道府県の案内に従い、提出ください（飼育場所が千葉県内であっても、直接受理はできません）。

第1号の2様式

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

令和〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 様

郵便番号、

電話番号は必ず記入

携帯電話等、常時連絡がつく番号を記入
願います。

現 住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

及び代表者氏名

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

090-0000-0000

ハチ田 ミツ五郎

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 令和〇年 変更「前」蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ
千葉市〇〇〇×丁目×番地	1月1日～12月31日	20	
市原市△△△●丁目●番地	4月1日～12月31日		20
変更のある飼育計画について、変更前の内容を記入してください。 飼育場所を追加する場合は、空欄としてください。			

2 令和〇年 変更「後」蜜蜂飼育計画

飼育場所（住所）	飼育期間	飼育予定最大蜂群数	
		セイヨウミツバチ	ニホンミツバチ
千葉市〇〇〇×丁目×番地	1月1日～6月30日	20	
市原市△△△●丁目●番地	4月1日～12月31日		0
船橋市□□□◆丁目◆番地	7月1日～12月31日	20	
変更のある飼育計画について、変更後の内容を記入してください。 飼育をとりやめる場合は、場所・期間を記載の上、蜂群数を0と記入してください。			

※ 提出の前に、必ず備考と留意事項を御一読ください。

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。
- (2) 飼育計画は、届出年（1/1 から 12/31 まで）の飼育予定について記入する。
- (3) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。
（番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付）
- (4) 飼育状況・計画が書ききれない場合は、別の用紙に記入して添付する。

留意事項

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県の取り扱いに同意をいただきます。

- ① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

- ② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取り扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。

- ③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

- (2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。

- (3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。

第 1 号の 3 様式

蜜 蜂 飼 育 変 更 届
(住所及び氏名等の変更)

年 月 日

千葉県知事

様

〒 ー

現 住 所	}
電 話 番 号	
氏名又は名称	
及び代表者氏名	

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 変更内容

変 更 後	変 更 前

※届出年内において、住所又は氏名（法人の場合にあってはその名称及び代表者氏名）の変更があった際における届出書です。

※飼育計画（飼育場所・飼育期間・蜂群数）の変更に必要な届出書は、別にありますので、御注意下さい

備考

（１）電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。

留意事項

(1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県の手取り扱いに同意をいただきます。

① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。

③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

(2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。

(3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。

蜜蜂飼育変更届（住所及び氏名）記入例

※住所地を所管する農業事務所へ、持参か郵送、又は指定されたメールアドレスへ送付してください。住所地が他県の方は、当該都道府県の案内に従い、提出ください（飼育場所が千葉県内であっても、直接受理はできません）。

第1号の3様式

蜜 蜂 飼 育 変 更 届
(住所及び氏名等の変更)

令和〇年 〇月 〇日

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 様

郵便番号、
電話番号は必ず記入
携帯電話等、常時連
絡がつく番号を記入
願います。

〒 2 6 0 - 8 6 6 7	
現 住 所	千葉県千葉市中央区市場町1番1号
電 話 番 号	0 9 0 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
氏名又は名称 及び代表者氏名	ハチ田 ミツ五郎

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 変更内容

変 更 後	変 更 前
千葉県千葉市 緑区大金沢町473-2	千葉県千葉市中央区市場町1番1号

※届出年内において、住所又は氏名（法人の場合にあってはその名称及び代表者氏名）の変更があった際における届出書です。

※飼育計画（飼育場所・飼育期間・蜂群数）の変更に必要な届出書は、別にありますので、御注意下さい

備考

(1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。

※ 提出の前に、必ず留意事項を御一読ください。

留意事項

(1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県の手取り扱いに同意をいただきます。

① 個人情報の利用目的

千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

② 個人情報の安全管理措置

個人情報の取扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。

③ 個人情報の第三者への提供

千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。

(2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。

(3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。

第 2 号様式

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事

様

現住所 〒

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので許可願いたく、養蜂振興法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者 住 所 氏 名	蜂群数	転飼期間	飼育管理者 住所 氏名	転飼の目的

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- (2) 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。(番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付) ※設置場所の概要が分かる場合は、土地貸与承諾書の略図でも可。

収入証紙貼付欄

第 2 号様式

転飼許可申請書記入例

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

郵便番号、電話番号は必ず記入

携帯電話等、常時連絡がつく番号を記入願います。

令和〇年 〇月 〇日

千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

現住所 〒260-8667

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

千葉県千葉市中央区市場町1-1

090-000-0000

ハチ田 ミツ吾郎

下記のとおり転飼したいので許可願いたく、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者 住 所 氏 名	蜂群数	転飼期間	飼育管理者 住所 氏名	転飼の目的
千葉県〇〇〇字 ×-×	千葉県〇〇〇字 △-△ ハチ山 ミツ子	50	令和〇年 10月〇日 ～ 令和〇年 3月〇日	千葉県千葉市中央区 市場町1-1 ハチ田 ミツ吾郎	越冬

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- (2) 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報を記載する。(番地、号並びに緯度及び経度を記入、又は巣箱の設置場所の地図を添付) ※設置場所の概要が分かる場合は、土地貸与承諾書の略図でも可。

収入証紙貼付欄

		千葉県収入証紙を貼付	
--	--	------------	--

第 3 号 様 式

土地貸与承諾書

年 月 日

様

土地所有者

住所

氏名



蜜蜂転飼のため、私が所有する土地を使用することを承諾いたします。

記

1 使用土地所在地

2 土 地 の 区 分

3 使 用 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

略図

注：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

土地貸与承諾書記入例

第3号様式

土地貸与承諾書

土地を借りる方の氏名を記入

令和○年 ○月 ○日

ハチ田 ミツ吾郎 様

土地を貸す方（土地の持ち主）の住所・氏名を記入
転飼許可申請書と住所や
土地所有者が異なるなど、
誤字脱字に御注意ください。

土地所有者

住所 千葉市○○○字 △-△

氏名 ハチ山 ミツ子 ㊟又は自署

蜜蜂転飼のため、私が所有する土地を使用することを承諾いたします。

記

- 1 使用土地所在地 千葉市○○○字 ×-×
- 2 土地の区分 畑
- 3 使用期間 令和 ○年 10 月 ○日から
令和 ○年 3 月 ○日まで

土地の区分は必ず記載すること。

使用期間の年月日が 転飼許可申請書と異なっていないか、注意すること。

略図

土地及び巣箱の設置概要が分かる図を記載

又は地図等を添付

注：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農業事務所の連絡先

名称	電話番号	所在地	所管区域
千葉 農業事務所 企画振興課	043-300-1985	〒266-0014 千葉市緑区 大金沢町 473-2	千葉市・習志野市・ 市原市・八千代市
東葛飾 農業事務所 企画振興課	047-143-4122	〒277-0861 柏市高田 990-1	市川市・船橋市・松戸市・ 野田市・柏市・流山市・ 我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市
印旛 農業事務所 企画振興課	043-483-1129	〒285-0026 佐倉市鎭木仲田町 8-1 印旛合同庁舎	成田市・佐倉市・四街道市・ 八街市・印西市・白井市・ 富里市・酒々井町・栄町
香取 農業事務所 企画振興課	0478-52-9192	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11 香取合同庁舎	香取市・神崎町・多古町・ 東庄町
海匠 農業事務所 企画振興課	0479-62-0156	〒289-2504 旭市二 1997-1	銚子市・旭市・匝瑳市
山武 農業事務所 企画振興課	0475-54-1122	〒283-0006 東金市東新宿 1-11 山武合同庁舎	東金市・山武市・大網白市・ 九十九里町・芝山町・ 横芝光町
長生 農業事務所 企画振興課	0475-22-1751	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1 長生合同庁舎	茂原市・一宮町・睦沢町・ 長生村・白子町・長柄町・ 長南町
夷隅 農業事務所 企画振興課	0470-82-4956	〒298-0212 夷隅郡大多喜町 猿稻 472-2	勝浦市・いすみ市・ 大多喜町・御宿町
安房 農業事務所 企画振興課	0470-22-7131	〒294-0045 館山市北条 402-1 安房合同庁舎	館山市・鴨川市・南房総市・ 鋸南町
君津 農業事務所 企画振興課	0438-25-0107	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34 君津合同庁舎	木更津市・君津市・富津市・ 袖ヶ浦市

家畜保健衛生所の連絡先

名称	電話番号	所在地	所管区域
東部家畜 保健衛生所 防疫課	0479-85-8900	〒289-3182 匝瑳市今泉 7142	銚子市・茂原市・東金市・ 旭市・匝瑳市・山武市・ 大網白里市・九十九里町・ 芝山町・横芝光町・一宮町・ 睦沢町・長生村・白子町・ 長柄町・長南町・成田市・ 佐倉市・四街道市・八街市・ 印西市・白井市・富里市・ 香取市・酒々井町・栄町・ 神崎町・多古町・東庄町
西部家畜 保健衛生所 防疫課	043-250-4141	〒262-0011 千葉市花見川区 三角町 656	千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・野田市・習志野市・ 柏市・市原市・流山市・ 八千代市・我孫子市・ 鎌ヶ谷市・浦安市
南部家畜 保健衛生所 防疫課	04-7092-2304	〒296-0033 鴨川市八色 52	館山市・木更津市・勝浦市・ 鴨川市・君津市・富津市・ 袖ヶ浦市・南房総市・ いすみ市・大多喜町・ 御宿町・鋸南町

千葉県畜産課の連絡先（※蜜蜂転飼許可申請書の提出先）

電話番号：043-223-2939

所在地：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号

養蜂関係様式（千葉県庁 HP）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/youhou.html>

千葉県養蜂協会の連絡先

電話番号：043-241-1738

所在地：〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-2-3 K&T 千葉ビル 3 階

（公益社団法人千葉県畜産協会内）